

## 広島県主要農作物等種子条例に係る「特定品種」の認定基準等について

## 1 要旨

「広島県主要農作物等種子条例」において、農業振興上、知事が生産を普及し、又は維持する必要があると認める品種として位置付ける「特定品種」の認定基準等を整理する。

## 2 現状及び背景

## (1) 主要農作物種子法の廃止

奨励品種の選定など、優良な種子の生産・普及を各都道府県に義務付けた、「主要農作物種子法」（以下「種子法」という。）が、民間事業者を活用し多様化する需要に対応した種子の供給体制を構築するとして、平成30年4月に廃止された。

## (2) 広島県主要農作物等種子条例の制定

種子法の廃止により、民間事業者が種子を独占することで、価格高騰や遺伝子組み換え作物の流入がおきるのではないかと、という農業者や消費者から懸念の声を受け、本県では、令和2年7月、奨励品種の選定や優良な種子の安定供給に関する県の責務を定めた「広島県主要農作物等種子条例」（以下「種子条例」という。）を制定した。

## (3) 種子条例で定める「特定品種」

種子条例において、「特定品種」について次のとおり規定しているが、現状では明確な基準がない。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 特定品種 本県の農業振興上、知事が生産を普及し、又は維持する必要があると認める主要農作物及び野菜等農作物の品種をいう。

## (特定品種の種子の保存)

第十二条 知事は、特定品種の種子について、必要なときに活用することができるよう適切に保存するものとする。

## 3 概要

## (1) 「特定品種」の認定基準

「特定品種」の認定基準を次のとおり定める。

なお、現状で特定品種に該当する品種は、別紙のとおり。

## 〔特定品種の認定基準〕

① 生産を普及する必要があると認める品種

ア 奨励品種（稲、麦類、大豆）

イ 奨励品種以外（野菜等）の生産を普及すべき品種

② 維持（必要な時に活用できるよう適切に保存）する必要があると認める品種

ア これまでに広島県が育成した品種のうち生産振興に有用な品種

イ 広島県における在来の農作物の品種

## (2) 「特定品種」の種子の保存場所

「特定品種」の種子については、次のとおり県農業技術センター及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）で保存する。

分類		現状	整理後	保存の考え方
① 生産を普及する必要があると認める品種		県農業技術センター	県農業技術センター	現状どおり、農業技術センターで保存
② 維持(必要な時に活用できるように適切に保存)する必要があると認める品種	ア これまでに広島県が育成した品種のうち生産振興に有用な品種	県ジーンバンク	県農業技術センター	県の育種素材としての活用を想定し、農業技術センターで保存
	イ 広島県における在来の農作物の品種		農研機構	全国での種子の利用を想定するとともに、広島県が必要となきに利用できるよう「覚書」を締結した上で、種子を県ジーンバンクから農研機構へ譲渡、農研機構で保存

## 4 その他

「特定品種」の整理に伴い、県ジーンバンクは令和5年3月31日をもって廃止する。

### 【県ジーンバンクの概要】

事業主体	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団
所在地	広島県東広島市八本松町原（県農業技術センター内）
事業開始	平成元年12月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域戦略作物や新品種開発のための育種素材として、植物遺伝資源（種子）を収集、管理、農業者等への配布を実施</li> <li>・種子の保存点数：18,535点</li> </ul>
年間事業費	3,300千円 [令和3年度決算]

### 【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の概要】

所在地	茨城県つくば市観音台3-1-1
設立日	平成13年4月1日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の農業と食品産業の発展のため、基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行う機関</li> <li>・植物遺伝資源の保存点数は22.9万点で世界第6位。種子の保存状態や保管体制も含めると世界トップレベルの規模</li> </ul>
年間事業費	718億円 [2020年度決算]

## 「特定品種」に認定する品種

分類		種類	品種名
①生産を普及する必要があると認める品種	ア 奨励品種 (22品種)	水稲 (17品種)	あきたこまち
			広島21号(こいもみじ)
			ひとめぼれ
			コシヒカリ
			中生新千本
あきろまん			
八反錦1号	その他9品種		
小麦(2品種)	キヌヒメ	その他1品種	
大麦(1品種)	さやかぜ		
大豆(2品種)	サチュタカ	その他1品種	
	イ	奨励品種以外(野菜等)の生産を普及すべき品種	(現在、該当品種なし)
②維持する必要があると認める品種	ア 県が育成した品種のうち生産振興 に有用な品種(135品種系統)	水稲 (134品種系統)	八反錦1号【再掲】
			八反錦2号
			ひろひかり
			ひろほなみ
			めぐりあい
			広島21号(こいもみじ)【再掲】
			広系11号 その他127品種系統(奨励品種と重複あり)
	広島菜(1品種)	CR広島2号	
	イ 県在来の農作物の品種 (646品種系統)	かぶ(54品種)	太田かぶ 等
		インゲン豆(35品種)	壬生在来(白) 等
		ねぎ(19品種)	観音ねぎ 等
		えんどう(16品種)	倉重在来 等
		きゅうり(10品種)	青大きゅうり 等
		高菜(10品種)	中勺 等
		レタス(9品種)	矢賀ちしや 等
ほうれん草(8品種)		川内ほうれんそう 等	
なす(6品種)	下志和地青なす 等		